

障害児通所支援事業所の自己評価結果等の公表に係る届出について

障害児通所支援事業所の質の評価及び改善を行う（以下、「自己評価結果等」という。）に当たっては、ガイドラインに基づいた自己評価及び保護者評価を実施し、その結果及び改善内容を概ね1年に1回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられています。（※保育所等訪問支援においては「訪問先施設評価」も実施すること）

1 対象事業所

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所

2 自己評価の実施・公表・活用

「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」「保育所等訪問支援ガイドライン」及び「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」をご確認ください。

3 自己評価結果等の公表及び届出（①～③全て必須）

①事業所のホームページに自己評価結果等を掲載する

②「障害福祉サービス情報公表システム（WAM NET）」に自己評価結果等を掲載する
WAM NETに自己評価結果等公表場所（①のURL）を登録し、承認申請して下さい。

【手順】

WAM NETにログイン - 「事業所情報の照会・編集を行う」 - 「事業所詳細情報の編集を行う」 - 「サービス内容に関する事項」 - 「サービス別の項目」 - 「ガイドラインにおける自己評価の公表の有無」を「あり」として公表場所URLを記入してください。（登録するURLは、事業所トップページではなく、自己評価結果等が掲載されているページを入力して下さい。）

③尼崎市への届出

尼崎市ホームページ（ページ番号 1015995）の「**尼崎市自己評価結果等及び支援プログラム公表に係る届出入力フォーム**」より①②を行ったことを報告して下さい。

※①～③の全てを行い「自己評価結果等公表」が完了となります。

4 自己評価結果等未公表減算について

尼崎市に報告がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（所定単位数の15%減算）適用となります。

新規指定の事業所については指定日から1年以内に公表及び報告の手続き（上記3自己評価結果等の公表及び公表の届出①～③）を行う必要があります。

（例：令和6年8月1日指定の場合、R7年7月30日までに自己評価結果等の公表及び届出が必要。行わない場合はR7年8月より自己評価結果等未公表減算適用。）

なお、保育所等訪問支援については令和6年度より自己評価結果等公表が義務付けられました。自己評価結果等未公表減算は令和7年4月1日から適用です。(令和6年度中は経過措置)

5 留意事項等

- (1) 評価表等様式例は、尼崎市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。なお、ガイドラインを網羅した内容であれば、事業所独自様式の評価表による公表も可能です。
- (2) 事業所における自己評価は、保護者等による事業所評価を踏まえて行うものであり、保護者等へのアンケート調査が必要になります。(保育所等訪問支援においては訪問先施設評価も必要です。) また、事業所内掲示や利用者へのフィードバックのみでなく、上記「3 自己評価結果等の公表及び公表の届出」①～③の手続きが必要です。
- (3) おおむね1年に1回以上、自己評価結果等の公表及び公表の届出が必要となりますので、年間事業計画のうえ取り組んでください。

6 提出先・問い合わせ先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23-1 北館3階

尼崎市法人指導課 障害事業所指定担当

TEL 06-6489-6522

FAX 06-6482-3512

以上